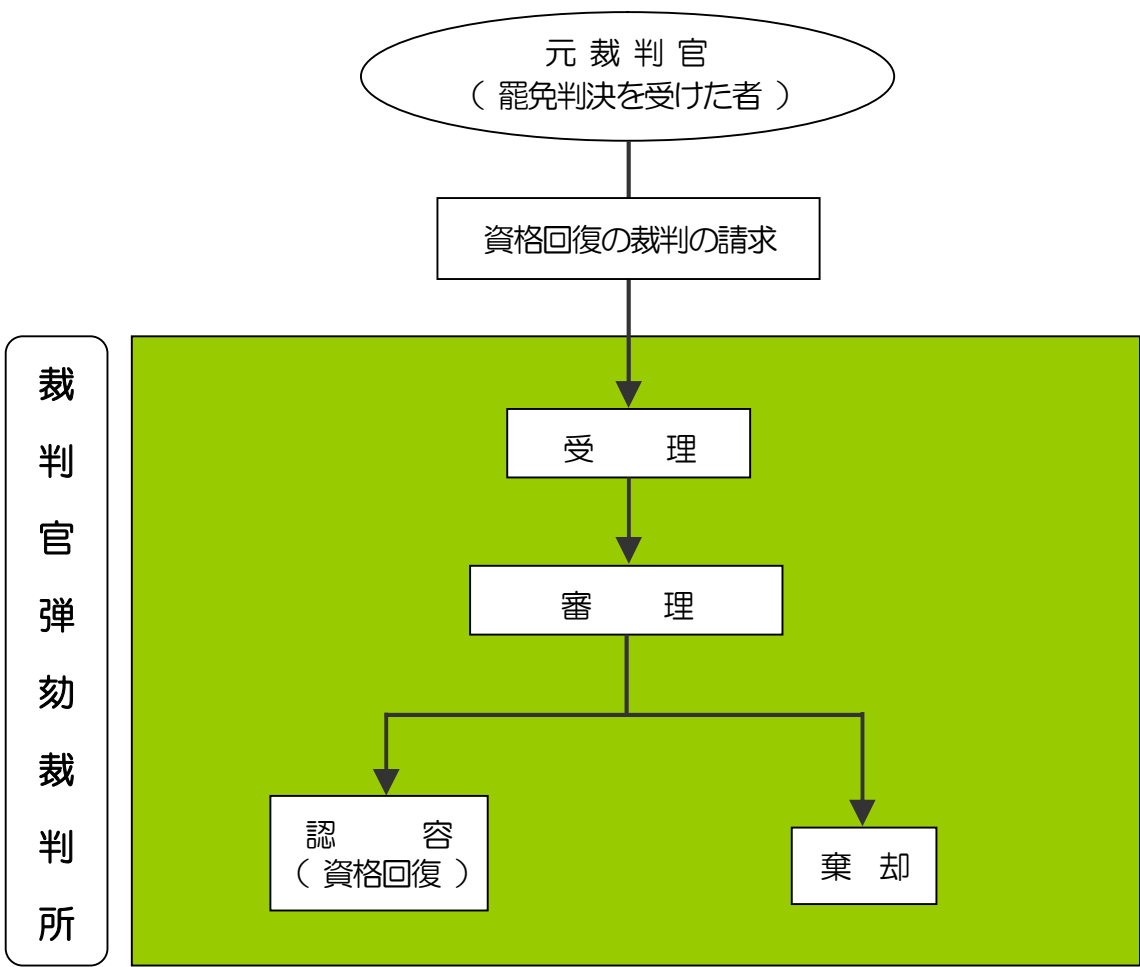


資格回復裁判請求事件の手続

資格回復裁判請求事件の流れ



裁判官弾劾法

38条（資格回復の裁判）① 弾劾裁判所は左の場合においては、罷免の裁判を受けた者の請求により、資格回復の裁判をすることができる。

- 一 罷免の裁判の宣告の日から五年を経過し相当とする事由があるとき。
- 二 罷免の事由がないことの明確な証拠をあらたに発見し、その他資格回復の裁判をすることを相当とする事由があるとき。

② 資格回復の裁判は、罷免の裁判を受けた者がその裁判を受けたため他の法律の定めるところにより失った資格を回復する。

資格回復裁判請求事件の裁判

資格回復の事由

罷免判決の効果は、裁判官の身分だけでなく、弁護士等になる資格（法曹資格）を失わせ、経済的にも不利益を与えるものです。これらの効果は、裁判官の重い責任や厚い身分保障に対応するものといえますが、場合によっては実情に合わないことがあります。そこで、弾劾裁判所は一定の場合に法曹資格を回復するための資格回復の裁判をすることができますものと定められています（裁判官弾劾法38条1項）。資格回復の事由には、次の二つがあります。

① 罷免の裁判の宣告の日から5年を経過し相当とする事由があるとき（1号）

罷免の判決を受けると、法曹資格を失うほか、経済的にも厳しい制裁を受けることから、本人や家族が生活に困ることも考えられます。しかし、不適格な裁判官を排除するという弾劾制度の目的は、そのような裁判官を辞めさせれば達成できます。そこで、罷免の裁判の宣告から5年を経過し、相当とする事由がある場合には、弾劾裁判所の判断により、失われた資格を回復することができます。

② 罷免の事由がないことの明確な証拠をあらたに発見し、その他資格回復の裁判をすることを相当とする事由があるとき（2号）

罷免の裁判の証人が偽証していたことが判明するなどして、罷免の裁判が正当なものでなかったことが明らかになった場合には、罷免の裁判によって失われた資格を回復させる必要があります。この場合は、実質的には再審にあたります。

審理と裁判

この審理は、罷免の判決を受けた本人の請求によって開始されます。罷免訴追事件の審理と異なり、公開の法廷で行う必要はなく、書面審理で行うこともあります。審理の結果、資格回復の請求に理由があると判断したときは資格を回復させる裁判をし、理由がないと判断したときは請求を棄却する裁判をします。

資格回復の裁判がされると、罷免の判決により失われた法曹資格などが回復されます。資格回復の効果は、1号の場合は資格回復の裁判があった日から、2号の場合は罷免判決の宣告日から生じます。



昭和37年(回)第1号 資格回復裁判請求事件の様子（昭和38年2月4日）